

令和7年3月10日

各介護サービス事業者 代表者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課  
事業者指導・指定担当課長

令和7年度介護職員等処遇改善加算・処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃から本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴法人の運営する事業所において、令和7年度介護職員等処遇改善加算を令和7年4月1日又は5月1日から算定する場合には、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

提出書類	① 令和7年度処遇改善計画書【別紙様式2、2-1、2-2】 ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届） ③ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※提出書類②、③は、次の事業所が提出する必要があります。 ・令和6年度に取得していた加算区分から変更がある事業所 ・令和7年度より処遇改善加算の算定を新たに取得する事業所
様式	本市ホームページを参照し、必要様式をダウンロードしてください。  【掲載場所】： 広島市ホーム > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者福祉 > 介護保険 > 事業者（介護保険） > 加算の確認・届出 > <u>介護職員等処遇改善加算等の届出等</u> <<ページ番号：1011460>>  <a href="http://hiroshima.lg.jp">介護職員等処遇改善加算等の届出等   広島市公式ウェブサイト (hiroshima.lg.jp)</a>  <b>※様式が変更されているため、必ず令和7年度の様式を使用してください。</b>  また、令和7年度処遇改善計画書の様式は「広島県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金（以下、県補助金）」の計画書（申請書）の様式（別紙様式2-3、2-4）を兼ねています。県補助金に関しましては、広島県へお問い合わせください。
提出先	「処遇改善加算」と「県補助金」それぞれの計画書は、提出先が異なりますのでご注意ください。 <令和7年度処遇改善計画書等の提出先> 広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係 <県補助金の提出先> 広島県（広島県電子申請システムにより提出） <a href="http://hiroshima.lg.jp">介護人材確保・職場環境改善等事業補助金の届出方法の御案内（介護保険）   広島県 (hiroshima.lg.jp)</a>
提出期限	令和7年4月15日（火）
提出部数	1部
提出方法	郵送、電子メール又は持参 ※持参の場合は各日17時15分までの受付とします。
注意事項	(1) 郵送の場合「令和7年度処遇改善計画書在中」と朱書きしてください。 (2) メールの場合、件名を「広島市処遇改善計画書」を含めたものとしてください。 (3) 複数事業所をもつ法人が、計画書を法人一括で作成し、本市以外の複数の指定権者にも提出する場合には、添付別紙「複数の指定権者に提出する場合の手順」を参照ください。

<p>(4) 上記の外、介護職員等処遇改善加算の算定に係る注意事項やQ&amp;A等を処遇改善計画書の様式と一緒にホームページへ掲載していますので、ご確認ください。</p> <p>(5) <u>厚生労働省が介護サービス事業所・施設等からの相談窓口を設けておりますので、加算の内容について質問等がある場合はそちらへお問合せください。</u></p> <p>○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口 TEL : 050-3733-0222 (受付時間 9 時 00 分～18 時 00 分 (土日含む))</p>
---

**【問い合わせ・提出先】**

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係

TEL 082-504-2721 Mail kaigo@city.hiroshima.lg.jp